

## 教科課程の基準の運用について

### 1 教科課程の編成

#### (1) 必修課目

ア 必修の教科課目のうち、必修課目は、関係法規・制度、衛生管理、保健、化粧品化学文化論、美容技術理論、運営管理、美容実習の8課目。

イ 必修課目について、美容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第8号)別表第1、第1の2及び美容師養成施設の教科課程の基準(平成20年厚生労働省告示第50号)に基づき、それぞれの教科課目ごとに適切に行う。

ウ 授業の1単位時間は50分を標準とし、教科課目の特質等に応じて、授業の実施形態を工夫する。ただし、美容実習の授業時間については、原則として、1回当たり2単位時間を配当する。

エ 非常災害などによって、所定の時間の授業を実施できなかった場合においても、その所定の授業時間を下ることのないよう補習授業の実施などの措置をとる。

#### (2) 選択課目

ア 必修の教科課目として、必修課目以外に適当な選択課目を設定する。

イ 選択科目の内容は、幅広い教養を身に付けることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものとする。

ウ 選択課目については、「美容師養成施設指定規則(別添)美容師養成施設における教科課目の内容の基準」第2に示す一般教養課目群および専門教育課目群の実施方針にのっとり、芸術、社会生活、総合技術、接客マナー、実務実習、作品制作、国家試験対策の7課目。

エ 選択課目、実務実習などの実施に当たっては、学生の負担加重とならないように、時間数、実施時期、実施回数及び実施方法を考慮する。これらの実施によって、必修課目の単位数又は授業時間が所定の単位数又は授業時間数を下回ることはないようにする。

オ 選択課目の各教科課目について、「指定規則」別表第1、第1の2及び「教科課程の基準」に基づき、その内容等に応じて適切に行う。

カ 授業の1単位時間は50分を標準とし、教科課目の特質等に応じて、授業の実施形態を工夫する。ただし、実習を伴う教科課目の授業時間については、原則として、1回当たり2単位時間を配当する。

## 2 教科課目の内容

教科課目の内容は、「美容師養成施設における教科課程の内容の基準」によるものとし、同基準に示す必修課目の各項目の内容及び選択課目の例に掲げる事項を参考に、各項目のまとめ方や順序などを工夫し、学習効果を高めるようにする。

## 3 学習指導上の留意事項

(1) 必修課目、選択課目、実務実習などについて、相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるように努める。さらに学期または、月ごとに総合的教育計画を作成し、具体的な指導の目標を明確にするとともに、実際に指導する事項を選定配列する。

(2) 各教科課目の教授に当たっては、特に美容の業務の実際と直接関係の深い事項を中心に、その関連性を強調した内容とするとともに実験や実習などを行うことによって、それらの事項を十分に理解させるように努める。

(3) 指導にあたっては、常に教育目的の達成に心がけ、特に次の事項に留意する。

ア 学生の経験、能力や生活環境を十分に理解しておく。

イ 美容業務の実情や科学技術の進歩に対応して常に教育方法、事項の見直しに努める。

ウ 学習の目標を学生に十分理解させる。

- エ 学生の興味や関心を重んじ、自主的自発的な学習をするように導く。
- オ 集団生活を通じて学生の社会性と協同性をかん養するとともに、学生の個人差に留意して指導し、それぞれの学生の個性や力をできるだけ伸ばすようにする。
- カ 教科書その他の教材、教具などについて常に研究し、その活用に努める。
- キ 専門的職業教育の本旨にのっとり、将来、美容業に従事する者として必要な心構えを養わせる。
- ク 定期試験などによって指導の成果を絶えず評価し、指導の改善に努める。

(4) この基準において、掲げる用語を次のように定義する。

- ア 「知らせる」及び「述べる」 ある事柄を話す、見せる、読ませるなど適当な方法によって説明すること。
- イ 「理解させる」 ある事柄についてよく知らせた上、学生の全員が納得できるまで質問を受けたり、復習させたり、設問して考えさせたりすること。
- ウ 「身に付けさせる」 主として技術に関する事柄について理解させる場合について用い、知らせたことを実習させたり、見学させたり、体得させること。
- エ 「学ばせる」 ある事柄について、知らせたり理解させるばかりではなく、その事柄について興味や関心を誘発したり、進んで研究調査するようしむけたり、共同学習をさせたり、問題を与えてレポートを提出させるなど、いろいろな方法を講じて、学習の効果を十分に高めること。

#### 卒業の認定

- (1) 卒業までに履修すべき教科課目及びその単位数または授業時間数並びに数値化した成績考査等に関する事項を内容とする卒業認定の基準を定める  
このうち、各教科課目ごとの単位数については下記の表により設定する。
- (2) 学生が当該施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の単位数又は授

業時間数を履修し、かつ、卒業認定の基準を満たし、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる場合には、卒業を認定する。

- (3) 学生の出席状況を確実に把握し、教科課目ごとに欠席があった場合、(例えば、教科課目の3分の1(実習を伴う教科課目にあっては5分の1)以内)であっても、十分な補習等を行った上で、卒業を認める。なお、出席状況が不良な者(例えば、欠席が出席すべき教科課目の3分の1(実習を伴う教科課目にあっては5分の1)を超える者)については卒業を認めない。

別表第1

課 目	単 位 数	
必 修 課 目	関係法規・制度	1 単位
	衛生管理	3 単位
	保健	3 単位
	化粧品化学	2 単位
	文化論	2 単位
	美容技術理論	5 単位
	運営管理	1 単位
	美容実習	30 単位
小 計	47 単位	
選 択 課 目	21 単位	
合 計	68 単位	

※単位数は、1 授業時間を 50 分として、30 授業時間をもって 1 単位とする。

以上